

○ 宗教目的に関する使用基準（要綱第 5 条関係）について

要綱第 5 条第 7 号の「宗教の教義を広め信者を教化育成すること、又は宗教の儀式行事を行うことを主たる目的とするとき。」に該当する活動について

- 1 宗教団体が行う活動は、宗教団体が宗教法人法第 2 条に「宗教団体とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする。」団体と規定され当該団体が行う活動は要綱第 5 条第 7 号に該当するため許可しない。
- 2 宗教活動（宗教団体以外も含む）は、宗教の教義を広め信者を教化育成すること、又は宗教の儀式行事を行うことを主たる目的とする活動であるため許可しない。
- 3 宗教団体の文化サークル活動は、活動内容が上記第 2 号の宗教活動と認められず、グループ名に宗教団体名を付さない場合は許可することができる。